

第58回岡山県人権政策審議会 議事概要

○開催概要

- 1 日 時 令和7年1月31日（金）10:00～11:09
- 2 場 所 ピュアリティまきび
- 3 出席者

◆委員（五十音順、敬称略）／出席委員8名

青木美憲、川島聡、近藤理恵、進藤貴子、角田みどり、光延忠彦、
薬師寺明子、吉田真悟

◆岡山県／出席19名

県民生活部長、地域福祉課長、子ども家庭課長、指導監査課長、
長寿社会課長、障害福祉課長、健康推進課長、疾病感染症対策課長、
国際課長、デジタル推進課長、くらし安全安心課長、福祉企画課長、
人権教育・生徒指導課副課長、人権・男女共同参画課長、
人権・男女共同参画課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部長あいさつ

委員の皆様には本日は大変お忙しい中、人権政策審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、本県の人権政策の推進に当たりましては、平素から格別のご理解とご協力を賜りまして重ねてお礼を申し上げます。

人権政策については、最近報道で話題になっていることを見ても、やはり、人権に関するかかわりがあるような問題がたくさんあると日々感じている。

社会情勢や経済情勢、色々な状況が本当に毎年毎年変わっている状況でこの基本となるような、人権に関する正しい理解や意識が本当に大切になると実感している。

そういう中で、人権政策推進指針の見直しを進めていきたいと思うので、忌憚のないご意見をいただくようお願いする。

2 議 題

(1) 第5次岡山県人権政策推進指針の見直しについて

～資料に基づき、人権・男女共同参画課長から説明～

(委員等)

前回ご議論いただいたことを踏まえて原案が出されている。

特に、男性という項目を作るとの議論もあったが、この度は、「女性」という案であり、また、様々な人権問題をそれぞれ項目立てすることは非常に大きな改正点だと思いますがいかがか。

その他、「基本方針」と「施策の方向」を「基本的な施策の方向」にまとめて、より簡潔に書くということだ。

(委員等)

「様々な人権問題」を9に続けて列記することは、現在の状況を見て違和感がないと感じた。

一番最後の「拉致問題等」の「等」について記載するとの説明があったが、これは項目を別立てはしないということか。18番目として今後も新しい問題が出てくると思うが。

女性という表記の部分については、もう結論はほぼ出たかと思うが、何か男女共同参画の内容に触れるとしても、やはり「女性」という題目を付けると、どうしても何か不自然な感じもする。男女共同参画も言い過ぎで、ジェンダー問題とか、ジェンダーという形での表記が今後取り入れられる可能性とか、経過の予測とか、どの程度あるかについて教えていただければと思う。男性が受ける性被害の問題だが、DVは「1 女性」のところで良いと思うが、男性が受ける性被害は「10 犯罪被害者等」の中に含めることも可能と思っている。

(人権・男女共同参画課長)

まず1点目、「中国残留邦人とその家族、拉致問題等」の「等」について今後どう記載するかだが、これは18番目と付番するのではなく、少し行を空けた形で、国の計画に掲げるアイヌ問題、今ある人権問題に加え、今後発生するであろう人権問題等を取りまとめて文章として記載するという形を考えている。

次に、2点目、目指すべき姿は男女共同参画で、ジェンダーはどうかとのことだが、県としては男女共同参画基本計画に基づいて、性別にかかわらず、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を目指しており、それとの整合を考えると男女共同参画との言葉がふさわしいと思っている。

目指すべき姿は男女共同参画だが、男性の人権も承知しているが、どうしても経済的にも政治的にも女性の立場が低いというのが現状だ。このことから、指針に掲げる人権課題の項目としては、「女性」がふさわしいのではないかと、項目を挙げている。

男性が受ける性被害について、「10 犯罪被害者等」の中に含めることが可能かについては、今後の素案なり骨子案なりを作っていく段階で、検討させていただきたい。

(委員等)

この点について、世界的にはジェンダー平等という言葉が使われるが、日本ではこれを男女共同参画と、あえてこの言葉を使っているとジェンダー論の専門家からは言われている。

2015年に女性活躍推進法が制定されたが、この法律にも代表されるように世界的に見て先進諸国にもかかわらず女性の社会的地位が極めて低いというのが、今、日本の大きな課題だと思う。G7の中でいつも議論になっており、そういう意味で、国でも女性という言葉掲げていると思う。

また、47都道府県の中でも「男女共同参画」という項目でなく、あえて「女性」という項目を使う県が大半であるのは、先ほど課長が述べたように女性の社会的地位が極めて低いことに基づいているのかと思う。ただ、ジェンダー論の中でも男性のことをもっと取り扱おうという議論もある訳で、色々なところに男性の生きづらさをもう少し強調して書くような形はどうかと思っている。

自由なご発言をよろしくお願いする。

(委員等)

この女性、男性のところだが、男性と比べて女性というジェンダーの人権問題に光を当てることは、今なお重要と思うので、このような形、1番で小見出しとして「女性」とつけるのはすごく理解できる。

一方で男性の問題をどうするかだが、これを見たときに、男性が、自分の人権がないのではないかと思う。女性の中に入るのは、少しその人に対しては説得力はないと思うので、1番でジェンダーが使えないとなれば、男性という項目を別に立てても良い気もする。「1 女性」は、女性がメインになるような書きぶりだと思う。特に男性固有の自殺率の問題とか、そういうところは10番以降で、簡単な記述だけでもあると、特に啓発の観点からと、指針の観点からもやはり小見出しがあると良いと思う。

(人権・男女共同参画課長)

男性について、項目があるとどうかとのことだが、この度皆様のご意見も踏まえ、県の施策について再度洗い直しをした。男性だからとの括りで構成している施策というよりは、男も女も生きやすい、例えば自殺問題にしても男性が多い訳だが、男性に特化しているというより、性別にかかわらず生きやすい社会を目指しているのが実態だ。

その中でも、女性の地位が低いので、「女性」という項目で、項目出しをしているところだ。また、多様な性については普及啓発に係る法律があるが、男女という括りで言うと男女共同参画社会基本法がメインになるので、県として「女性」という案を提示し、記述としては男女共同参画として、男性の課題については国の計画でも記載しているし、県の計画にも記載しているが、今回は男性の視点を充実する方向で素案を作ることを考えている。

(委員等)

先程から国の法律が男女共同参画社会との文言を使っているという、導入されたときの社会的な背景を見ると、外国ではジェンダーイコールという文言で、国に入ってきたときに、ジェンダーイコールを本来ならジェンダー平等と訳せば良いところを、参画という言葉で法律が制定された。

だから、本当に世界的な流れを考えたときに、こういう人権政策、人権施策の中に、国際的な流れであるジェンダー平等という言葉が出てこないのも残念な思いがする。

男女がともに平等に参画する社会を目指しているというのは分かるが、その根幹にあるジェンダーから来る差別があるから、ジェンダー不平等な事象があちこちで起きている。今すぐ改訂が無理なら、将来的には。こういう文章にジェンダー平等が一つも出ないのは、ちょっと時代遅れという感じがする。

(県民生活部長)

正におっしゃるとおりかなと思っている。

言葉とか、表現の仕方はニュアンスもあったり、もしくは意味合いがあったり、経緯もあったりとかして、言葉をどう表現するか、本当にすごく大切な面もあるので、色々なご意見を踏まえて検討すべきだと思っている。

色々なご意見を踏まえながら進めていくと、どうしても変える方には少し慎重となり、変えていく理由が必要ということも踏まえ、指針の改定を進めたい。色々なご意見を伺っていること自体がとてもありがたいと思っており、今のお話や今後いつ変えるかも含めて検討していくべきことと感じている。

(委員等)

言葉の細かいところだが、お伝えする。指針 29 ページ「4 障害のある人 (2) 基本方針」の 2 行目の「不当な差別的取扱」と 32 ページの「オ 権利擁護の推進」の上 3 行目の「不当な差別的扱い」とあるが、どちらも法律の言葉ではない。正確には「不当な差別的取扱い」です。

指針 32 ページ「オ 権利擁護の推進」1 行目について、「障害のある人の尊厳が重視され、地域で安心して生活できるよう、権利擁護、差別の解消の推進、成年後見制度の活用促進など必要な支援を行います。」とあるが、権利擁護の中に成年後見とか差別禁止とか、虐待防止が入るのが一般の理解ではないか。

言葉についてだが、55 ページ「LGBT」について、国の言い方にもかかわると思うが「Q+」を付けた方が良いかと思う。

(人権・男女共同参画課長)

法律との整合性も含めて、素案を見直す段階で検討してまいりたい。

(委員等)

障害のある人への施策もかなり進んでいるが、今なお、国連から勧告を受けている状況もあるので、しっかりと指針を作っていけたらと思う。

(委員等)

指針 32 ページと 29 ページの「不当な差別」という常套句について、不当でない差別なんかない訳だが、法令等でこれが常套句なので、正当な差別は良いんだと考えられるのは怖い。将来的には「不当な」を取るような、共通理解が図れたら良いと思う。

(委員等)

「不当な差別的扱い」、こういう表現ですが、どう定義して書かれているか。

(委員等)

この「不当な差別的取扱い」、日本語の通常の語感としてはあるのだが、法律的に言うと、「不当な差別的取扱い」とは、一つのキーワードとして法律上使われている。誤解を招くところご指摘はそのとおりだが、「不当な」は「正当な理由がない」という意味だ。

だから、正当な理由がない差別的取扱いを法律上、不当なサービスの取扱いとして禁止することで、正当な理由がある差別的取扱いがある訳だ。

正当な理由とは、正当な目的の下でやむを得ない場合には差別的取扱いが許容されるという意味なので、その意味では、これキーワードとしては法律上仕方ないと、他方で、差別という言葉に関しては、なかなか悩ましくて、これは正当な

理由がないものだけを差別と呼んでいるのか、どうかはこれは文脈で判断するしかない。「不当な差別的取扱い」という言葉だけ、単体だけ使うのは、それなりの理由がある。

(委員等)

第4章の課題の分類の最後に「等」を分かりやすく記述するとのことだが、新たに生じる人権課題なども念頭にとのことだと思うが、私がハンセン病で思うのは、やはり冤罪の被害者のことだ。ここで、やはり大事なものは、まだ課題として認識されていない人権問題、人権被害は必ずある訳だから、ハンセン病も差別的な扱いと、はっきりしたのは裁判後で、それまでは厳然とした問題があったのに、まだ気がつかず課題として認識されなかった。

被害を受けている人たちが取り残されないとの記述にしていだきたいと思う。

県民意識調査について、前回調査との比較で、前は「チェックいくつまで」を今回は「いくつでも」と変更した場合は、データ比較の上で留意しないといけないと思うが、他の項目も全部そのように変更した部分について、変更したことを記述しているということでしょうか。20ページについて確認させてほしい。

(人権・男女共同参画課長)

課題とまだ認識されていないことについての配慮については、おっしゃるとおりと思う。指針は、すべての人々が、社会の一員としてお互いを尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を基本理念としているので、その点も留意して記載したい。

県民意識調査についてだが、前回の問5は「いくつでも」になっている。前回と変わった問には全部付記している。

(委員等)

先程の20ページのところは、これだけ率が伸びていることは意識がそれだけ鋭敏になっていることなのか。

不当な差別的取扱い、正当、合理的配慮の解釈等について、県・市などで行われている合理的配慮の方法、基準について、民間の事業者や私立大学に対する指導、助言などを今後進めていだきたいと思っている。

(人権・男女共同参画課長)

問5について前回よりポイントが上がっていることについて、国も同様の調査を行い、一部を除いて上がっている状況だ。その要因は、分からないが、テレビ、インターネットなどで、人権問題が取り上げられることが増えていることも背景にあると考えられる。

(障害福祉課長)

合理的配慮の提供については、4月から民間についても義務となった。県では、障害のある人にちょっとした手助けとか配慮を実践するあいさポーター運動に取り組んでいる。あいさポーターの養成や、運動に協力いただける企業団体等を認定しており、こうした取組を通じ、障害のある方への理解促進や、合理的配慮の提供の普及啓発を図っている。

合理的配慮の提供への対応は、各業界や業種により様々であり、文部科学省等の国の各府省庁が、対応事例を紹介するなどし、それぞれの業界で、啓発に取り組まれているものと承知している。

(委員等)

障害のある学生から要望があれば、できるだけ対応するように変わってきており、どこまでするのか問題だが、どこでも同じことが起こると思うので、資料の提供等に、取り組んでいただけると、全国的に対応が進むと感じた。

(委員等)

指針95ページに人権関連法令等の一覧が記載されているが、法律名が変わったものは新しい法律名だが、施行日はその当時のものだ。例えば障害者基本法は、昭和45年にできたときは心身障害者対策基本法だったが、新しい法律名で記載されており記載方法の確認をお願いする。

(委員等)

審議会の機能は、所掌事務によると調査審議ですから、専門家が世界的な標準等に照らし勘案しながら、行政に答申していくということになる。

(委員等)

次回の審議会では、骨子案のまとめと素案の審議を行う予定とする。
本日本定されていた審議は終了とする。

